ALSOKホームセキュリティ約款

［ALSOKホームセキュリティα
ALSOKホームセキュリティX7］

平成20年11月1日版

※当該部分より前に定義を定めている文言については、太字で表示しています。

約　　款
（お買上げプラン）

（契約内容）

第１条　ALSOKは、お客様又は第三者の所有に属するセキュリティ機器（以下「機器」といいます。）からの異常信号をガードセンターで受信したときは、サービス業務一覧表からお客様が選択したサービスを提供します。

（機器の使用における費用）

第２条　**機器**からの信号発信には、お客様が利用している通信事業者が設置した通信回線（以下「通信回線」といいます。）を使用します。又、その際の**通信回線**使用料金は、お客様の負担とします。

２　**機器**の動作のために発生する電気料金は、お客様の負担とします。

（契約の自動更新）

第３条　お客様又はALSOKが、契約期間満了日の30日前までに書面で相手方に契約終了の意思表示をしないときは、本契約は更に１年間自動更新されるものとし、その後も同様とします。

（契約の終了）

第４条　ALSOKは、契約上のサービスの提供を継続し難い止むを得ない事情が発生したときは、その理由をお客様に書面で通知することにより、本契約を終了させることができるものとします。

第５条　ALSOKは、以下の場合は、直ちに本契約を終了させることができるものとします。

(1)　お客様が本契約に基づく債務を履行しない場合において、催告後相当期間を経過しても当該債務を履行しないとき

(2)　お客様が本契約に基づく契約金額の支払を支払期限後30日以上遅滞した場合であって、ALSOKとお客様との間の信頼関係が失われたと認められる事情が存在するとき

(3)　お客様が暴力団その他の反社会的勢力であると判明した場合

(4)　お客様が暴力、脅迫その他の犯罪を手段とする要求又は法的な責任を超えた不当な要求を行った場合

(5)　お客様が偽計又は威力を用いてALSOKの業務を妨害した場合

第６条　本契約が終了したときは、ALSOKは、お客様の要望により機器を、当該機器を設置しているお客様が所有又は管理する建物その他の物（以下「機器設置対象物」といいます。）から撤去するものとし、当該機器を撤去する際の費用は、お客様の負担とします。

２　ALSOKは、機器の設置により機器設置対象物に生じた変更については、当該工事前の原状に回復する義務を負わないものとします。ただし、ALSOKの故意又は過失により当該機器の設置に通常必要な範囲を超えて変更が生じた場合には、その超えた変更部分に限って原状に回復する義務を負うものとします。

（機器の点検保守）

第７条　お客様は、「取扱説明書」により、日常的に機器の正常作動を確認し、異常を発見したときには直ちにALSOKに通知するものとします。

２　ALSOKは、お客様から前項の通知を受けたときは、速やかに点検及び保守を行います。

（機器の修理・交換）

第８条　ALSOKは、お客様が購入した機器（購入した時点で既に第三者が使用していた機器（以下「中古品」といいます。）を除きます。）について、以下の各号に定める場合を除き、お客様が当該機器の引渡しを受けてから１年間に限り、無償で当該機器の調整・修理又は交換を行います。

(1)　お客様側に原因がある場合

(2)　第三者に原因がある場合

(3)　天災等の不可抗力による場合

２　前項の期間経過後であっても、ALSOKは、お客様が購入された機器（中古品を除きます。）について、前項各号に定める場合を除き、本契約の契約期間中は、無償で当該機器の調整・修理又は交換を行います。ただし、お客様が当該機器の引渡しを受けてから10年間に限ります。

３　お客様が当社との間で締結した本契約と同種の契約を解約した後に当社との間で本契約を締結している場合においては、当該解約前にお客様が購入された機器について前項の規定を適用しないものとします。

（サービス提供の停止）

第９条　ALSOKは、天災地変、停電、通信回線及び通信事業者の障害等（メンテナンスを含む。）ALSOKに責任のない原因でサービスを提供できない状況が発生したときは、その状況が止むまでの間、サービスの提供を停止します。この場合にALSOKは、本契約上の義務を負わないものとします。

（契約対象の変更）

第10条　お客様は、契約対象先の移転、増改築、レイアウトの変更、通信回線又は契約されている通信事業者の変更、その他機器の増設・変更等の処置が必要となる場合は、移転等をする日から起算して15日前までにALSOKに通知するものとします。

2　ALSOKは、お客様から前項の通知を受けたときには、機器の増設・変更等必要な処置を行います。又、その際の費用は、お客様の負担とします。

（出動料金）

第11条　サービス業務一覧表に定める業務以外において、お客様の依頼でALSOKが出動する場合は、お客様は、１回につき3,150円（税込）をALSOKに支払うものとします。

（建物の破壊等）

第12条　ALSOKは、内部からドアのチェーンロック等の施錠により契約対象先へ入れない場合において、契約対象先の住人に身体的異常が発生している可能性が高いと判断したとき、必要な範囲でガラスを割る等の破壊を行い契約対象先に入ることがあります。又、この場合の修繕費用は、お客様の負担とします。

（責任）

第13条　ALSOKが本契約上の義務を怠る等、ALSOKの責任でお客様に損害が発生したとき、ALSOKは、対人対物の損害を併せて１事故10億円を限度として賠償するものとします。ただし、ALSOKの故意又は重大な過失によりお客様に損害が発生したときは、当該限度額に限らず、お客様に対してその損害を賠償するものとします。

2　ALSOKが本契約上の義務を怠る等、ALSOKの責任で身体上の障害（当該障害に起因する死亡を含みます。）に起因する損害が発生した場合において、当該損害額が10億円を超えたときは、前項の限度額に限らず、お客様に対してその損害を賠償するものとします。

3　ALSOKは、前項のときは、身体上の損害のみ賠償し、財物上の損害を賠償しません。

4　前３項の規定にかかわらず、在宅セルフ及び外出セルフの侵入監視サービスについては、ALSOK側で監視できないため、損害賠償の対象外とします。

5　お客様は、第１項又は第２項の損害が発生したときは、ALSOKに速やかに書面にて通知するものとします。

6　ALSOKは、お客様が所定の操作を行うことにより、契約対象先のうちの一部分を監視範囲から除外できる機能を有する制御装置を契約対象先に設置している場合において、お客様が当該制御装置により監視範囲から除外した部分から生じた損害に関しては、本契約上の義務を負わないものとします。

7　ALSOKは、第１項又は第２項に基づき賠償責任を負う場合を除き、機器設置箇所以外又は機器の感知機能範囲以外から生じた損害に関しては、本契約上の義務を負わないものとします。

（権利・義務の譲渡禁止）

第14条　お客様は、ALSOKの承諾なしに本契約上の権利・義務を第三者に譲渡できないものとします。

（業務の再委託）

第15条　ALSOKは、本サービス及びその他付随業務の全部又は一部を、第三者に業務委託することがあります。

（鍵等の取扱い）

第16条　ALSOKは、お客様から緊急対処用として契約対象先の鍵を預かり厳重に管理します。この場合にALSOKは、鍵受領書を発行します。ただし、複製に要する費用は、お客様の負担とします。

2　お客様及びALSOKは、不正な警備操作を防止するために、警備操作用の暗証番号に対する管理を厳重に行うものとします。

（緊急連絡者名簿）

第17条　お客様は、緊急時における連絡先の名簿をALSOKに提出するものとします。

（秘密保持）

第18条　お客様及びALSOKは、本契約の締結及び実施にあたり、監督官庁、裁判所その他の公的機関の法令に基づく命令、要求又は要請があった場合を除き、互いに知り得た相手方の秘密を他人に漏らさないこととします。このことは、本契約終了後も同様とします。

（個人情報の取扱い）

第19条　ALSOKは、個人情報の取扱いについて、個人情報保護法及びALSOKプライバシーポリシーを遵守します。

（個人情報の利用目的）

第20条　ALSOKは、本契約に基づくサービスの提供に際し、お客様の個人情報の利用については、本業務を遂行するための必要な範囲（加工、報告、連絡、通知、案内等）及び以下の場合に限って使用するものとし、それ以外の目的では使用しません。

(1)　ALSOKが、お客様に料金の請求や代金の回収、入金の確認をする場合

(2)　ALSOKが、お客様に対して本サービスに関連する情報の提供及びALSOK商品・サービスについての連絡や紹介をする場合

(3)　ALSOKの業務・サービスの改善や商品の開発のため、お客様にアンケート調査を実施する場合

2　業務が終了した場合、ALSOKはお客様から提供頂いた個人情報の返却、破棄、又は変更・抹消・消去等の処置を所定の手続きに基づき実施します。

（個人情報の委託）

第21条　第16条に定める業務の範囲内において、ALSOKの定める再委託先にお客様の個人情報を提供・開示する場合、再委託先に対してもALSOKと同様の個人情報の取扱い義務を課すものとします。

（その他）

第22条　本契約の条項に関して生じた疑問、又は本契約に定めの無い事項については、法令の定めに従う他、お客様とALSOKは、互いに誠意を持って協議の上解決するものとします。